

港区立ケアハウス港南の郷の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会（以下「乙」という。）は、令和４年４月１日に締結した「港区立ケアハウス港南の郷の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第５１条の規定に基づき、次のとおり変更協定を締結し、令和６年１０月１日から適用する。

１ 原協定に次を加える。

第１０章 自主事業

（自主事業）

第５２条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用負担において、自主事業を実施することができる。

２ 乙は、自主事業を実施する場合には、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲乙協議する。

３ 甲は、乙が自主事業を実施するにあたって、別途自主事業の実施条件等を定めることができる。

４ 乙は、乙が実施した自主事業の収支を明らかにした書類を、毎月終了後、翌月の１０日までに甲に提出しなければならない。

本変更協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年１０月１日

甲 港区芝公園一丁目５番２５号
港区
港区長 清 家 愛

乙 港区三田一丁目４番１７号
社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会
支部長 杉 村 栄 一